

**鹿児島水産高校に  
コミュニティづくり推進協議会会長賞**

**Topic3**

鹿児島水産高校(新屋敷盛男校長)が、平成28年度鹿児島県共生・協働型地域コミュニティづくり推進優良団体表彰の学校部門で、鹿児島県コミュニティづくり推進協議会会長賞を受賞しました。

今回の表彰は、地場産業である水産業への理解を深めるため、市内外での出前授業の実施やコンカッタプロジェクトを通じた本市と友好都市である稚内市との協働による昆鯉商品の開発など地域資源を生かしたさまざまな取り組みで、地域活性化に寄与してきたことが認められたものです。

新屋敷校長は「地域連携活動の経験をとおして、生徒たちが自信を持ち成長する様子がうかがえた1年でした。今後も地域活性化と学校活性化を共通の課題として捉え、地域の皆さんのご支援をいただきながら活動を継続したいと考えています」と話していました。

**男女共同参画社会の実現を目指して  
～まくらざきハーモニーフェスティバル**

**Topic1**

男女共同参画社会の実現に向けた「まくらざきハーモニーフェスティバル」が2月19日、南薩地域地場産業振興センターで行われました。

講演では、NPO法人福祉相談センターにじ理事長の上村修さんが「地域で暮らし続けるために～私たちにできること～」と題し、地域で見守りが必要な方や仕事中心で働いてきた男性の地域での居場所づくりなどの「男談事業」について紹介しました。上村さんは「活動を通して男性の出番が多くなるとともに、女性や子どもも交えた活動になってきている。男性に限らず、誰もが集まる居場所にし、10年後も受けられる活動をしていきたい」と話しました。

講演後には、まくらざきハーモニーネットワーク委員会による茶節の振舞いと抽選会が行われました。

**瀬戸公園夜桜ナイトを点灯**

今年も市観光協会の協力により、瀬戸公園の夜桜を観賞するためのナイト照明を点灯し、運動広場を開放します。この期間中、昼間も運動広場を開放するためグラウンドゴルフ、ソフトボール等での利用はできませんのでご注意ください。

また、ゴミ箱は設置していませんので、ゴミの持ち帰りにご協力ください。年々、ゴミの放置が増えており、困っています。きれいな桜を見るためにも、みなさんのご協力をお願いします。

**期間** 3月下旬～4月上旬 ※雨天中止  
※桜の開花時期により期間を変更する場合があります。  
**時間** 午後7時～10時  
※詳細については、市ホームページに掲載します。  
**■問合せ** 建設課都市計画係 TEL72-1111(内線236)



1月29日、南薩地域地場産業振興センターで、読書感想文コンクール記念イベントが開催されました。

このイベントは、読書感想文コンクールを盛り上げることで子どもたちにもっと本に親しんでほしいと、本市出身で大阪府在住の田野尻博美さんが、開催経費を寄附してくださったことから、今回初めての開催となりました。

表彰式の後には、絵本作家の川端誠さんによる講演会と絵本ライブが行われ、川端さんは「思い切ってやりたいことは何でも挑戦してください」と子どもたちにメッセージを送りました。

## ●医療費助成制度の対象者及び助成金振込日

制度名称	対象者	助成金振込日
重度心身障害者 医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>身体障害者手帳の1級または2級をお持ちの方</li> <li>知能指数35以下(療育手帳のA1、A2、B1の一部)の知的障害の方</li> <li>身体障害者手帳の3級で知能指数50以下の方</li> </ul> <p>※生活保護受給者を除く</p>	申請のあった月の翌月18日
ひとり親家庭等 医療費助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>父子家庭の父と児童または母子家庭の母と児童</li> <li>父母のいない児童</li> <li>父または母が法に定める障害の状態の児童</li> <li>父または母の生死が明らかでない児童</li> <li>父または母が1年以上遺棄している児童</li> <li>父または母が裁判所からのDV保護命令を受けた児童</li> <li>父または母が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童</li> </ul> <p>※助成には所得制限があります。</p> <p>※重度心身障害者医療費助成対象者、生活保護受給者を除く</p>	申請のあった月の翌月26日
子ども医療費 助成	<ul style="list-style-type: none"> <li>0歳から中学校3年生修了までの子ども</li> </ul> <p>※重度心身障害者医療費助成、ひとり親家庭等医療費助成対象者、生活保護受給者を除く</p>	申請のあった月の翌月26日

※助成を受けるには、受給資格の登録申請が必要です。

※振込には口座の登録が必要です。

※振込日が金融機関休業日の場合は、前営業日の振込になります。

**申請手続に必要なもの**  
受給資格者証、健康保険証、印鑑、医療機関の領収書(調剤薬局分も含む)  
※氏名、診療点数の記載された領収書の発行を申し出でください。  
※子ども医療費助成対象者の者が県内の医療機関で受給者の証を提示した場合、窓口での申請は不要です。  
※高額療養費及び付加給付金のあつた場合は、自己負担額からその支給額を控除し、助成します。  
※災害共済給付(スポーツ保険)を受けた場合は、医療費助成の対象外となります。

市では、上表の対象者の方へ保険診療分の医療費の自己負担額の助成を行っています。

診療月から2年間です。例)平成29年2月に受診した医療費は平成31年1月まで申請可能。申請忘れには、十分お気を付けください。

申請手続に必要なもの受給資格者証、健康保険証、印鑑、医療機関の領収書(調剤薬局分も含む)  
※氏名、診療点数の記載された領収書の発行を申し出でください。  
※子ども医療費助成対象者の者が県内の医療機関で受給者の証を提示した場合、窓口での申請は不要です。  
※高額療養費及び付加給付金のあつた場合は、自己負担額からその支給額を控除し、助成します。  
※災害共済給付(スポーツ保険)を受けた場合は、医療費助成の対象外となります。

**被害状況について**  
警察庁生活安全局少年課の統計によると、平成28年上半期の被害児童数は781人で、過去最多を更新しました。統計を取り始めた平成12年上半期の約14倍となっています。学識別では、中学生が6割強、高校生が2割強、小学生以下が1割弱となっています。被害の内容等については、盗撮によるものが4割強を占め、自撮りされた上、メール等で送らせるものが増加傾向にあります。このような自撮り被害は、コミュニケーションサイトに起因するものが8割を占め、そのうち9割弱

**被 壊 状 況 に つ い て**  
児童ボルノとは、児童が関わる性的な行為等を視覚的に描写した画像のことです(日本児童福祉法・児童買春処罰法など)では18歳未満の者を児童と規定)。児童ボルノを颁布・販売または公然と陳列したり、そうした目的で児童ボルノを製造・所持・輸出入した者は、児童買春処罰法による处罚の対象となります。

児童ボルノ事犯の自撮撮り被害に遭わないようにするため、次のこと注意してください。

- 自分の裸をスマートフォン等で撮影してはいけません。
- 自分裸の写真を送つてはいけません。特に、面識のない者(SNSの相手等)に対しては絶対に写真を送つてはいけません。
- 自分裸の写真をスマートフォン等で撮影してはいけません。特に、面識のない者(SNSの相手等)に対しては絶対に写真を送つてはいけません。
- デジタル写真は、容易にコピーができ、一度インターネット上に流出すると、不特定多数の者に繰り返しコピーされ、すべての写真を削除することは非常に困難となります。
- 軽い気持ちで裸の写真を送つてしまふと取り返しがつかない危険(被害)が生じてしまうおそれがあります。

**■問合せ** 福祉課社会係 TEL72-1111(内線137)

**■問合せ** 青少年育成センタ TEL72-22221

## 医療費助成制度のお知らせ

### 医療費助成制度

医療費助成金の申請期間は、成29年2月に受診した医療費は平成31年1月まで申請可能。申請忘れには、十分お気を付けください。

## 児童ボルノの被害が急増しています!

### 市青少年育成センター情報

がアクセス手段にスマートフォンを使用しています。